高齢期移行医療費助成制度のご案内

高齢期移行医療費助成制度について

新温泉町に住所を有し、健康保険に加入している<u>65歳から69歳まで</u>の方が、医療機関等を受診した際の医療費の自己負担額の一部を助成する制度です。

助成内容

区分	要件	負担	負担上限額/月			
		割合	外来		入院	
区分 I	市町村民税非課税世帯で、世帯全員	2 割		000円	15,	000円
	に所得がないこと (本人は年金収入		8,			
	80万円以下、かつ所得がない方)					
区分Ⅱ	市町村民税非課税世帯で、本人の年			000円	35, 400円	
	金収入を加えた所得が80万円以下、					
	かつ要介護2以上の方		1.0			
一般	区分Ⅰ、区分Ⅱ以外の方		1 4,			
					44,	400円

[※]複数の医療機関等の受診で一部負担金が上記の限度額を超えた場合、申請により助成されます。

助成対象とならないもの

- ・保険診療の対象とならない自費診療、予防接種料、健康診断料、診断書料、入院時の食事 代、差額ベッド代、選定療養費等
- ・他の公費負担医療制度(自立支援医療・指定難病等)の対象となるもの

医療費受給者証の申請に必要なもの

- ・本人の健康保険証、資格確認書又は資格情報のお知らせ
- 印鑑
- ・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)
- ・転入された方は、世帯全員の所得課税証明書※が必要となります。

受給者証の有効期間及び更新について

受給者証の有効期間は、認定日又は7月1日から翌年6月30日までの1年間です。 ただし、期間中に70歳に達する方は、70歳に達する日の属する月の月末までとなります。

受給者証の更新は毎年6月に行います。町広報でお知らせします。

※転入された時期によっては、受給者証の更新時にも所得課税証明書の提出が必要になります。詳しくはお問合せください。